

今はまだ…でも将来に備えて知っておきたい

あなたに寄り添う

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより自分で十分な判断を行うことが難しい人の、権利や財産を守る制度です。生活上のさまざまな手続きや契約、財産管理を行う場合に、本人に不利とならないよう支援者(成年後見人等)が見守り、お手伝いします。一人で十分な判断ができなくなっても安心して暮らしていくための備えの一つをご紹介します。

■問い合わせ：長寿介護課 ☎72-8324

一人で判断することに不安や心配のある人を支えます

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人は、医療・介護サービスの手続きや、預貯金の払い戻しが難しい場合があります。また、家族の遺産分割の協議や自分の不動産の売買をする際に、適切に判断できないこともあります。本人に不利な契約と分らず、振り込め詐欺など悪質商法の被害に遭うことも考えられます。このような人を守るため、成年後見人等(後見人・保佐

人・補助人)が本人の生活や契約行為などを助け、支えます。
2種類の制度で必要な人の事情に応じて活用できます

成年後見制度には、判断能力がすでに低下している人を支援する①「法定後見制度」と判断能力があるうちに将来に備えて支援者を決める②「任意後見制度」があります。
「法定後見制度」は、本人や配偶者、四親等内の親族の申し立てで、家庭裁判所が後見人等を選任します。
「任意後見制度」は、あらか

成年後見人等ができること

成年後見人等は、例えば本人に代わっての入院契約、年金の受領、税金などの支払い、郵便物の確認、家屋の維持管理などを行うことができます。手術の同意、借金の連帯保証、直接的な介護、送迎、葬儀などはできませんので、相談窓口などにご相談ください。

じめ自分で選んだ人を任意後見人にすることができ、公証役場(公正証書の作成などを行う、法務局所管の役場)で契約を結んでおきます。

今は元気だけど、もしも認知症になったとき家族に迷惑をかけたくない。この人にサポートを頼みたい

子どもに障がいがあるの、自分たちに何かあったときに財産の管理や福祉サービスの利用契約ができるか心配

一人暮らしの親が、知らない業者から高額な商品を買わされた

遠方に住む認知症の家族が、銀行の通帳を無くしたと言って何度も再発行する

①法定後見制度

すでに判断能力が低下している場合に利用する制度です。本人の判断能力の程度により、支援体制が「後見・保佐・補助」に分類され、サポートできる範囲も変わります。

あらゆる契約を後見人が行う

重要な契約を保佐人が行う

難しい手続きを補助人が行う



後見

常でない



保佐

著しく不十分
判断能力



補助

不十分

②任意後見制度

判断能力が十分なうちに将来に備えて「誰」を支援者にして「何」を頼むのか決めておく制度です。



任意後見契約



北上市権利擁護支援センター(成年後見制度や権利擁護について)

成年後見制度



生活全般のお手伝いをしてい
ます。基本的に月に一度は訪問し
健康状態や光熱水費の支払いの
確認、必要な介護サービスがあ
ればその手配などです。また、
収入に見合わない高額な商品を
購入して生活を圧迫してしまう
場合、本人に確認した上で解約
することもできます。



社会福祉士は後見人としてどの
ような支援をしていますか？



一人暮らしの高齢者が認知症に
なり、家族や周りの人たちが心
配して利用を開始したケースが
多いです。また、二人暮らしの
高齢の夫婦が、物忘れなどが多
くなり不安になって利用を始め
た人もいます。障がい者では、
これまで面倒を見ていた親が高
齢になったことで、後見人に引
き継ぐということがあります。



実際に制度を利用している人は、
どんなきっかけで利用を始めた
のでしょうか？

後見人等には、必要な支援に応じて親
族、法律・福祉の専門家、その他の第三
者、福祉関係の個人法人が選ばれます。
福祉の専門家として後見人を担う社会福
祉士の田鎖健さんに、普段どのような活
動をしているのかお話を伺いました。

この人に聞きました

たくさり けん
田鎖 健さん

社会福祉法人博愛会
エスカール在宅介護支
援センター主任介護支
援専門員、社会福祉士



制度を知ること、困ったとき
に頼れる福祉サービスの選択肢
が広がります。また、自分がど
のように暮らしていきたいかを
考えるきっかけとしてほしいで
す。そんなに急がなくてもいい
けれど、知っておいたほうがい
い制度ですよ。相談窓口もあり
ますのでどうぞご利用ください。



市民の皆さんにメッセージをお
願います。



本人が望む生活ができるように
寄り添うことです。判断能力の
程度にもよりますが、自分でで
きることまで後見人がやってし
まっては、その人の権利を奪う
ことになりますから、生活を見
守りながらサポートすることを
判断します。ただし、何より大
事なのは命を優先すること。た
とえ本人の意思でなくても、命
を守るために必要な支援はでき
る範囲で行います。



活動する際に気を付けているこ
とは何ですか？

成年後見制度講演会

制度を知り、将来どのように暮らし
ていきたいかを考えませんか。

■とき…11月27日(日)13時30分～15時30分

■ところ…日本現代詩歌文学館講堂

■内容…(公社)成年後見センター・リー
ガルサポートの司法書士・石川誠司氏
による講演「成年後見制度～いざと
いう時に慌てないように～」、劇団
「友蔵と仲間たち」による演劇「友蔵
人生の集大成～おらの想いを受け止めて～」

■定員…来場100人、オンライン100人
(どちらも先着順)

※演劇はオンライン配信がありません。

■申し込み…右記申し込
みフォームまたは電話で
長寿介護課(☎72-8324)へ



■権利擁護(権利侵害からの保護)・成年後見制度の相談

北上市権利擁護支援センター(長寿介護課内)☎72-8324

■障がい者の困りごと相談

相談窓口	住所	電話番号
相談支援事業所 萩の江	新穀町一丁目7-32	65-6330
相談支援センターさくら	本通り二丁目1-10	63-2039
自立生活支援センター北上	本通り二丁目2-1	63-7289
北上市社会福祉協議会	常盤台二丁目1-63	64-1212

■高齢者の困りごと相談

相談窓口/地域包括支援センター(担当地区)	住所	電話番号
本通り(黒沢尻東・黒沢尻西)	本通り四丁目10-11	72-7254
いいとよ(黒沢尻北・飯豊)	村崎野17-115-3	62-4100
北上中央(相去・鬼柳)	大堤西二丁目6-5	72-6178
展勝地(二子・更木・黒岩・立花・口内・稲瀬)	立花10-36-1	61-0225
わっこ(江釣子)	上江釣子17-117-1	77-5055
わっこのわ(和賀)	和賀町横川目10-20-3	62-3247

相談窓口をご利用ください
判断能力の低下による困りご
と、心配ごとはありませんか？
各窓口へ気軽に相談ください。